



# 防災・防犯

## 防災対策

### 地震対策

●問合せ 危機・災害対策課

TEL 03-5246-1092・1093・1094

FAX 03-5246-1099

### 区の対策

#### ▷情報連絡体制

大地震などによる災害時の情報伝達のため、学校や公園、民間ビル屋上などに、防災行政無線の屋外拡声器を設置しています。さらに、放送内容をメールや防災アプリでお知らせするとともに、電話による聞き直しが可能です。

#### ▷街頭消火器の設置

歩道つき道路に、消火器をみどり色の円柱状の格納ケースに入れ設置しています。日常の火災にも使用できます。使用したり、格納ケースの破損などを見かけたときは、危機・災害対策課へご連絡ください。

#### ▷食料・生活必需品などの備蓄

区内の拠点防災備蓄倉庫に、食料・生活必需品をはじめとする物資・資器材を備えています。また、避難所となる小・中学校等には、食料・生活必需品などの分散備蓄や、生活用水用の井戸の設置を進めています。

さらに、飲料水を確保するため、耐震地下貯水槽、深井戸、飲料用の応急給水栓などがあります。

### 地域の備え

#### ▷防災団（自主防災組織）

区では、地域の人々が協力しあって組織的に防災活動をする団体として、町会を単位に防災団（自主防災組織）の結成をお願いしています。

結成時に、防災活動に必要な資器材・装備品などの費用の一部を助成します。また、防災団に対し、防災訓練経費や資器材購入経費の一部を助成します。

#### ▷避難行動要支援者への取組

区では、高齢者や障害者など災害発生時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成し、警察署、消防署、消防団、民生委員、町会へ名簿を提供、共有することで、災害時に配慮が必要な方への避難支援体制を構築しています。名簿への登録を希望する方は、危機・災害対策課までご連絡ください。

### 家庭の備え

#### 1. 家庭内での防災会議を開く

地震の際のそれぞれの役割、離ればなれになったときの連絡方法、避難所などを確認しておく。

#### 2. わが家の安全対策をしておく

家具の転倒防止や食器棚・本棚から食器や本の落下防止、窓やとびらのガラス飛散防止をするとともに、外壁タイル、看板などの取付けを定期的に点検する。

区では、災害の備えとして下記の内容を行っています。ぜひご活用ください。

##### ・防災用品のあっせん

家具の転倒防止などの防災用品のあっせんを行っております。

##### ・たいとう防災気象情報メール……

台東区内の気象情報や区からの防災情報などをメールでお知らせします。



##### ・防災アプリ「台東防災」……

災害発生時に台東区内の最新の情報をお知らせするアプリです。



▲Android



▲iPhone

#### 3. 建物の耐震性を強化する

昭和56年以前に建てられた建物は、耐震診断を行い、耐震力が不足している場合は、補強する。

#### 4. ブロック塀やがけ・擁壁の点検をしておく

日頃から表面の状態を点検し、危険と思われるたら専門家にってもらい、安全を確認しておく。

#### 5. 消火の準備は万全に

石油ストーブやガス器具など、火気のまわりは常に整理し、消火器は各家庭に最低1本は備えておく。また、浴槽にはいつも水を入れておく。

#### 6. 非常時持出し品は常に用意しておく

最低3日分の飲料水や食料（アルファ米、乾パン、インスタントラーメン、缶詰など）・簡易トイレ・現金・貴重品・ラジオ・懐中電灯・乾電池・救急医薬品・常備薬・衣料品・日用品など。非常時持出し品は、ときどき点検して入れ替える。

#### 7. 防災訓練には積極的に参加する

区、消防署、防災団、町会が実施する防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を身につけておく。

#### 8. 隣近所はお互いに助け合いを

いざという時のために、ふだんから防災や、高齢者、体の弱い方などの避難の手助けなどについて話し合っておく。



## 避難の方法（地震の時）

1. 自宅（被災現場）から一時集合場所に集まる。
  2. 自宅が安全な場合は自宅に戻る。
  3. 一時集合場所から被災状況により避難所または避難場所へ避難する。
  4. 避難所が延焼している場合は、避難場所へ避難する。
  5. 延焼火災などが沈静化した後、自宅で生活できない場合は区が指定する避難所へ避難する。
- なお、既に生命の危険が迫っている場合には、一時集合場所に集合せず、避難場所に直接向かうなど、身の安全を守る最善の行動を取ってください。区では災害が発生した際に避難する避難所などを掲載した防災地図を作成しています。避難所や避難方法などの確認にお役立てください。

## 避難する場所（地震の時）

### ▷一時集合場所

町会単位で集まり、避難所や避難場所に避難するために、一時的に集合する場所です。集合した人の安全を確保できる広さの公園や学校の校庭、道路上などを指定しています。

### ▷避難所

災害により住居が倒壊・焼失するなどの被害を受けた区民を受入れ、宿泊、給食などの救援を行う施設です。

区では、区立小・中学校や都立中学校・高等学校・区施設などを指定しています。

### ▷避難場所

大震災による市街地火災から住民の安全を確保する公園などのオープンスペースで、東京都が指定した場所です。

区民の避難場所は、隅田公園一帯、谷中墓地、上野公園一帯の3か所が東京都より指定されています。避難場所への避難は、原則として町会単位による集団避難です。

警察官、町会役員などの誘導に従って避難しましょう。（P26マップ概要版を参照）

### ▷地区内残留地区

地区内残留地区とは、火災が発生しても地区内の近い距離（1区画程度）の退避を行えば安全が確保でき、広域的な避難をする必要がない地区で、避難場所と同様に東京都が指定しています。

地区内残留地区は、竹町地区の一部地域、上野地区の一部地域です。

## 水害対策

### ●問合せ 危機・災害対策課

TEL 03-5246-1092・1093・1094

FAX 03-5246-1099

区では、水害が発生した際の浸水の範囲や程度を記載した水害ハザードマップを作成しています。自宅の浸水の可能性や避難方法などの確認にお役立てください。

## 避難するタイミング

区では、気象庁から発表される気象情報などにに基づき、災害が発生する恐れのある場合、避難情報を発令しますので、早めの避難行動を心がけてください。

早めの避難を行うための目安として、国は災害発生の危険度を直感的に理解し、避難行動につなげていただけるよう、警戒レベルの運用を開始しています。気象庁から出される気象情報や警戒レベルも併せてご確認ください。

## 避難の方法（水害の時）

台東区で発生する恐れのある水害は、大雨による内水氾濫（下水処理能力の不足により雨水が溢れること）と荒川・神田川の外水氾濫（大雨などで河川が溢れること）、高潮（台風や低気圧による海面上昇現象）、土砂災害（土砂災害警戒区域に指定されている一部地域）の5種類があり、それぞれ避難方法が異なります。区ではハザードマップを作成していますので、ご自宅の浸水状況を確認いただき、避難してください。なお、ご自宅の浸水状況により、階などへの避難で安全が確保される場合については、避難場所までの移動時のトラブルを回避できるため、在宅での避難が安全です。また、感染症対策の観点から安全な親戚・知人宅に避難することも考えておきましょう。

## 避難する場所（水害の時）

### ▷自主避難場所

区が避難情報を発令していない段階で、自主的な避難を希望する方に対して開設する避難場所です。食事や生活に必要な物資等は、ご自身でお持ちください。

### ▷緊急避難場所

区が避難情報を発令した場合に、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。土砂災害により自宅が被害を受ける場合は、立ち退き避難を原則とします。生命の確保を最優先とするため、生活の拠点となる避難所とは異なりますので、食事や生活に必要な物資等は、ご自身でお持ちください。

▷避難所

自宅が長期的な浸水や風害等により居住できなくなってしまう場合に、宿泊、給食などの救援を行う施設です。緊急避難場所の閉鎖後、開設します。こちらは、生活の拠点となる場所です。

水害の種類ごとの具体的な避難行動

災害ごとに避難場所や避難行動は異なります。

▷大雨による内水氾濫・神田川の氾濫 (関連: 台東区内水氾濫ハザードマップ・台東区神田川水害ハザードマップ)

最も深い浸水は3m程度で、水は数時間で引くことが想定されています。神田川の氾濫における河岸浸食地域を除き、頑強な建物の2階以上にお住まいの方は、緊急避難場所への避難が必要ありませんので、自宅での屋内安全確保をしてください。

▷荒川の氾濫 (関連: 台東区荒川水害ハザードマップ)

最も深い浸水は5m程度で、水が引くまで2週間以上かかる可能性があります。高層階にお住まいでも孤立の危険性があるため、早期に浸水想定区域外への避難をしてください。

▷高潮 (関連: 台東区高潮水害ハザードマップ)

最も深い浸水は3m程度で、水は数時間で引くことが想定されています。頑強な建築物の2階以上にお住まいの方は、緊急避難場所への避難が必要ありませんので、自宅での屋内安全確保をしてください。

▷土砂災害 (関連: 台東区土砂災害ハザードマップ)

台東区の一部地域では、台風や大雨による地盤の緩みや地震の影響により、がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)が発生する恐れがあります。土砂災害警戒区域にお住まいの方は、立ち退き避難により、緊急避難場所へ避難してください。

各種ハザードマップをご用意しています。それぞれ作成時に各戸に配布しているほか、区公式ホームページや、防災アプリ「台東防災」(p23参照)からもご覧いただけます。



▲区ホームページ

▼台東区内水氾濫ハザードマップ



▼台東区土砂災害ハザードマップ



▼台東区荒川水害ハザードマップ



▼台東区高潮水害ハザードマップ



▼台東区神田川水害ハザードマップ



# 防災マップ



地域別避難場所

隅田公園一帯	清川地区の全域、馬道・雷門・浅草寿地区の一部
谷中墓地	谷中地区の全域
上野公園一帯	上記以外の地域(※を除く)

※ 地区内残留地区 竹町、上野地区の一部

避難場所	
+	区立小・中学校 都立中・高等学校等
+	区役所
⊗	警察
⊙	消防
給水	給水槽
井	深井戸

防災機関	所在地	電話
上野警察署	東上野4-2-4	TEL 03-3847-0110
下谷警察署	下谷3-15-9	TEL 03-3872-0110
浅草警察署	浅草4-47-11	TEL 03-3871-0110
蔵前警察署	蔵前1-3-24	TEL 03-3864-0110
上野消防署	東上野5-2-9	TEL 03-3841-0119
浅草消防署	駒形1-5-8	TEL 03-3847-0119
日本堤消防署	千束4-1-1	TEL 03-3875-0119
上野郵便局	下谷1-5-12	TEL 03-3842-9060
浅草郵便局	西浅草1-1-1	TEL 03-5828-7915
台東区社会福祉協議会	下谷1-2-11	TEL 03-5828-7545
建設局第六建設事務所	足立区千住東2-10-10	TEL 03-3882-1152
水道局文京営業所	文京区西片2-16-23	TEL 03-5840-8021
下水道局北部下水道事務所台東出張所	蔵前2-1-8	TEL 03-5821-2401
(株)NTT東日本南関東	上野5-24-11	TEL 116
東京電力パワーグリッド(株)上野支社	竜泉2-18-6	TEL 0120-995-007
東京ガスお客さまセンター		TEL 0570-002211

※給水槽・深井戸の場所は、災害時、給水所になります。

## 防犯対策

### 地域団体への防犯設備 整備費用助成

●問合せ 生活安全推進課 TEL 03-5246-1044

防犯パトロール等の防犯活動を月1回以上実施する町会・商店街等が、その防犯活動を補完する目的で防犯カメラ等の防犯設備を設置等する場合に、その経費の一部を助成しています。

また、この助成制度を活用して防犯カメラを設置した団体に対して、保守点検経費や電気料金等の維持管理経費の一部を助成しています。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

### 自主防犯パトロール用品の貸与

●問合せ 生活安全推進課 TEL 03-5246-1044

地域の自主防犯パトロール活動を支援するため、パトロール用ウインドブレーカー、ベストなどの防犯用品を地域の防犯協会を通じて貸与しています。希望する団体は、管轄の警察署の防犯係へお問合せください。

上野警察署 TEL 03-3847-0110  
下谷警察署 TEL 03-3872-0110  
浅草警察署 TEL 03-3871-0110  
蔵前警察署 TEL 03-3864-0110

### 犯罪発生情報等のメール配信 (たいとう安全・安心電子飛脚便)

便利帳  
コード tbc1030

●問合せ 生活安全推進課 TEL 03-5246-1044

台東区内で発生した犯罪情報等を登録された方の携帯電話、パソコンにEメールで提供しています。登録は無料です。

登録時の通信費、メール受信料は申込者の負担となります。



▲登録はこちら

### 学校安全ボランティア

便利帳  
コード tbc1031

●問合せ 庶務課 TEL 03-5246-1402

▷小学校 (P9参照)

小学校単位で、通学路の安全を確保するため、児童の登下校時間に合わせて、見守り・付き添い・パトロールを行う「学校安全ボランティア」の募集を行っています。登録希望の方は各小学校までお問合せください。

### 防犯ブザーの貸与

●問合せ 庶務課 TEL 03-5246-1402  
総務課 TEL 03-5246-1082

区内在学・在住の小中学生を対象に、登下校中の安全を確保するため、希望者に防犯ブザーを貸与しています。

対象	配布方法	問合せ
(1) 区立の小・中学校に在学の方	在学されている学校を通じて配付します。	庶務課
(2) 区内の私立中学校に在学の方、または区内在住で、区外の小・中学校に在学の方	希望される方に区役所窓口で直接配付します。なお、申請時に下記の確認書類をお持ちください。 【区内私立学校在学の方】 →在学が確認できるもの (在学証明等) 【区内在住で区外の学校に在学の方】 →区内住所と在学されている児童・生徒の年齢が確認できるもの (保険証等) をお持ちください。	総務課

